

## 第6回大空町農業委員会総会議事録

令和5年11月24日 第6回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に召集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 斎藤宏幸	2番 上田英樹	4番 古田牧子
5番 児山高	6番 渡邊恵二	7番 小川一浩
9番 福田重幸	10番 佐久間仁	11番 増子昭雄
13番 佐々木経一	14番 森英章	15番 仲西政克
16番 高橋敬義	19番 岡本シゲ子	21番 佐野一義
22番 先崎教之	23番 丹羽真治	24番 石田正俊

#### (2) 欠席者

3番 渡辺誠	8番 福田英信	12番 真鍋剛
17番 小里昭博	18番 追分敏行	20番 遠藤哲也

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川大樹	主事 仙石陸	主事補 中村遥樹
-----------	--------	----------

第6回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

石川局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第6回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、皆様よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
石川局長	<p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんどうもこんにちは。</p> <p>本日は何かとお忙しい中、また小雨の降る寒い中、第6回農業委員会総会への出席、誠にありがとうございます。</p> <p>11月15日には、北見にて農業委員会研修、また札幌におきまして担い手の研修会への出席、誠にご苦労様でした。</p> <p>さて、10月、11月と雨が多く思うように作業が進まず、雨の合間を縫っての作業、大変ご苦労様でした。大空町におきましても、芋・ビート・小豆・長芋の収穫も概ね終了したのではないかと考えておりますが、先ほどちょっと東藻琴の方々から聞きまして、まだ長芋が残っている方はいるそうですが、概ねの皆さんはやっと一息つけたことではないかと考えております。</p> <p>今年も残すところあと1ヶ月になりましたが、各地区の委員さんにおかれましては、これから農地のあっせん・更新等があり忙しくなると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。簡単ではございますが、総会前の挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
石川局長	<p>10月25日開催の第5回総会後の活動状況報告を、お手元に配付の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第6回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後1時36分)</p>

石川局長	<p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、18名であります。 渡辺誠委員、福田英信委員、真鍋委員、小里委員、迫分委員、委員、遠藤委員が欠席となっております。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第5号までの合計30件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、13番佐々木経一委員、14番森英章委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
中村主事補	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和5年11月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件でございます。図面につきましては別冊位置図1ページのとおりとなっております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区副委員長より補足説明があればお願いします。</p>

副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
中村主事補	<p><b>【議案第 1 号所有権移転関係 2 番朗読】</b> この件につきましては、国有地の払い下げによるものでございま す。図面につきましては別冊位置図 2 ページのとおりとなっております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議くださいますようお願いいたします。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 2 地区副委員長より補足説明があればお願いし ます。</p>
副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用 形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号所有権移転関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第1号所有権移転関係3番朗読】</b> この件につきましては、譲受人が今まで借受けしておりました農地について、売買を行う新規案件でございます。図面につきましては3ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第3地区委員より補足説明があればお願いします。 す。
委員	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号所有権移転関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係4番について、提案理由の説明を求めます。

	事務局。
仙石主事	<p>【議案第1号所有権移転関係4番朗読】</p> <p>この案件につきましては、親から子への贈与案件となります。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第3地区委員より補足説明があればお願いします。
委員	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより所有権移転関係4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号所有権移転関係4番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に所有権移転関係5番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
仙石主事	<p>【議案第1号所有権移転関係5番朗読】</p> <p>この案件につきましては、親から子への贈与案件となります。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。  譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま  す。  以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 5 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第 1 号所有権移転関係 5 番について採決します。  本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。  次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。  事務局。</p>
中村主事補	<p><b>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】</b>  この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件でございます。  図面につきましては別冊位置図 4 ページのとおりとなっております。  農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当してないことを確認  しておりますので、ご審議くださいますようお願いいたします。  以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いしま  す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。  借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形  態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま  す。  以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第1号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事補	<b>【議案第1号利用権設定関係2番朗読】</b> この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件でございます。 図面につきましては別冊位置図5ページのとおりとなっております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議くださいますようお願いいたします。 以上です。
石田会長	この件について、第2地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われまます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係3番及び4番について、借主が同一ですので、



中村主事補	<p>一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p> <p><b>【議案第1号利用権設定関係3番及び4番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、借主の法人化に伴い改めて賃貸借設定を行うものであります。そのため、図面につきましては省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係3番及び4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号利用権設定関係3番及び4番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
中村主事補	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和</p>

	<p>55年法律第65号)第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和5年11月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第2号所有権移転関係1番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、今まで賃貸借を行っていた当該農地について、借主に売買を行うというものでございます。第2地区農業委員さんによりまして、10月17日にあっせん会を実施してございます。図面につきましては別冊位置図6ページのとおりとなっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に所有権移転関係2番及び3番について、譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>

仙石主事	<p><b>【議案第2号所有権移転関係2番及び3番朗読】</b></p> <p>これらの案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。どちらも11月17日に第5地区農業委員さんによりあっせん会が行われてございます。図面につきましては、位置図7・8ページに掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>なお、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係2番及び3番について、質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号所有権移転関係2番及び3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番及び2番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
中村主事補	<p><b>【議案第2号利用権設定関係1番及び2番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、借主の法人化に伴い、改めて利用権設定を行うものでございます。そのため図面につきましては省略しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを</p>

	<p>確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区副委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係1番及び2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係1番及び2番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第2号利用権設定関係3番朗読】</b> この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっ てございます。11月17日に第5地区農業委員さんにより、あっせん 会が行われてございます。図面につきましては9ページに掲載して おりますので、ご確認ください。 なお、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合してい ることを確認しております。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係4番から7番までについて、貸主が同一です ので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第2号利用権設定関係4番から7番朗読】</b> これらの案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件とな ってございます。4件ともに11月17日に第5地区農業委員さん によりあっせん会が行われております。図面につきましては、位置図1 0ページから13ページまでに掲載をしておりますので、ご確認く ださい。 なお、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合してい ることを確認しております。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形 態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>

石田会長	これより利用権設定関係 4 番から 7 番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 4 番から 7 番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 8 番及び 9 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第 2 号利用権設定関係 8 番及び 9 番朗読】</b> これらの案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。2 件ともに 11 月 17 日に第 5 地区農業委員さんによりあっせん会が行われてございます。図面につきましては、位置図 14 ページ、15 ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 なお、すべて農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われまます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 8 番及び 9 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係8番及び9番について採決します。
委員	本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係10番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	<b>【議案第2号利用権設定関係10番朗読】</b> この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。11月17日に第5地区農業委員さんによりあっせん会が行われております。図面につきましては、位置図16ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 なお、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係10番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係10番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
中村主事補	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和5年11月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第3号1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、賃貸借農地の売買案件となっております。あっせんの申し出を受け、10月16日に第1地区農業委員さんによるあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議した結果、公社への買入協議要請が適当といたったところであります。</p> <p>なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、東藻琴の〇〇氏となっております。図面につきましては別冊位置図17ページのとおりとなっております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間、農地保有合理化法人に保有していたが、その後買入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>



委員	<p>これより議案第3号1番について採決します。          本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。          次に、2番について、提案理由の説明を求めます。          事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第3号2番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者が耕作していた農地を売買するものです。あっせんの申出を受け、6月29日に第3地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、といたったところであります。</p> <p>なお、公社買入後の一時貸付予定者については、巴沢地区の〇〇氏となっております。図面については、18ページに掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員より補足説明があればお願いします。</p>
委員	<p>当案件につきましては、申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間、農地保有合理化法人に保有していたが、その後買入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。          これより議案第3号2番について採決します。          本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>

石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、3番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第3号3番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者が耕作していた農地を売買するものです。あっせんの申出を受け、11月17日に第5地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、といたったところであります。</p> <p>なお、公社買入後の一時貸付予定者については、本郷地区の〇〇氏となっております。図面については、19ページに掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、申し出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず、5年間、農地保有合理化法人に保有していたが、その後買入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番及び2番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p>

<p>中村主事補</p>	<p>事務局。</p> <p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和5年11月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第4号利用権設定関係1番及び2番朗読】</b></p> <p>1番2番につきましては、本年7月の総会において公社買入の議決をいただいている案件となっております。今後の一時貸付農家への貸付分に係るものでございますので、ご審議くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>石田会長</p>	<p>これより利用権設定関係1番及び2番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>石田会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号利用権設定関係1番及び2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>石田会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第5号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。</p> <p>1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
<p>仙石主事</p>	<p>議案第5号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程（平成20年農業委員会訓令第3号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和5年11月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第5号1番朗読】</b></p> <p>この件については、11月22日に第4地区農業委員さんにて現地</p>

	<p>調査をおこなっており、農地採草放牧地以外であることをご確認いただいております。</p> <p>図面につきましては、20ページに掲載してございますのでご参照願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、11月22日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。</p> <p>結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第5号2番朗読】</b></p> <p>この件については、11月22日に第4地区農業委員さんにて現地調査をおこなっており、農地採草放牧地以外であることをご確認いただいております。</p> <p>図面につきましては、21ページに掲載してございますのでご参照願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、11月22日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。</p> <p>結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、3番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第5号3番朗読】</b></p> <p>この件については、11月16日に第5地区農業委員さんにて現地調査をおこなっており、農地採草放牧地以外であることをご確認いただいております。</p> <p>図面につきましては、22ページに掲載してございますのでご参照願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、11月16日に第5地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。</p> <p>結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第5号3番について採決します。  本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。  次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。  事務局の説明を求めます。</p>
仙石主事	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則  (平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専  決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和5年11月  24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【報告第1号朗読】</b>  以上です。</p>
石田会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた  しました。  これで総会を閉じます。  ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時36分終了)</p>